

島田市役所周辺整備基本構想

平成30年7月

島田市

第6章 新庁舎の整備基本方針、機能、性能及び規模の設定

1. 新庁舎の整備基本方針

市役所周辺整備事業において先行して取り組む新庁舎の整備について、現本庁舎の課題等を踏まえ、整備基本方針を次のように設定します。

(1) 市民の安全・安心を支える庁舎

- ① 市民と職員が安心して利用できる安全性を備え、大規模地震等の災害発生時においても業務継続が図られるとともに、迅速な対応、復旧の拠点となる防災対応設備等の整った庁舎とします。
- ② 庁舎で管理する個人情報を守るため、不正侵入やコンピュータシステムへの不正アクセスに対する十分なセキュリティ機能を備えた庁舎とします。

(2) 利用者にやさしい庁舎

- ① 高齢者や障がい者をはじめとして、誰にもわかりやすく利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れ、窓口機能や相談機能の充実を図り利便性の高い庁舎とします。
- ② 市民が気軽に訪れることのできる環境を整えるとともに、市民同士の交流が図られる憩いのスペースを備えた庁舎とします。

(3) 経済的・効率的で環境に配慮した庁舎

- ① 本市の財政状況を考慮し、初期整備コストの抑制を図ります。また、長期的な経済性を考慮し、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、ゼロ・エネルギー・ビルを目指すなど、環境に配慮した庁舎とします。
- ② 多様化する市民ニーズや行政組織の見直しなど、将来の行政需要の変化に対応できる柔軟性を備え、効率よく質の高い行政サービスの提供が継続できる庁舎とします。

2. 新庁舎の機能

新庁舎は次に掲げる機能から構成するものとします。

機能	内容	諸室の名称
執務室機能	(1) 現在、本庁舎及びプラザおおりに配置している部署、当該部署に勤務する職員約 520 人（臨時職員・嘱託員・委託業者を含む）が配置可能なスペースとする。 (2) 将来的な行政ニーズの変化、行政組織の再編、職員の増減に対応できるスペースとする。	・事務室 ・市長室 ・市長応接室 ほか
業務支援機能	(1) 打合せスペース、共用会議室、印刷等の作業スペースを配置するものとする。 (2) ICTの更なる進展などに伴うワークスタイルの変化に柔軟に対応できるスペースとする。	・会議室 ・印刷室 ほか
窓口機能	(1) 戸籍・住民基本台帳、税、福祉、子育て支援といった多くの市民が利用する窓口は低層階に集約し、ワンストップ化を検討する。 (2) 来庁者への配慮として、プライバシーが確保できる窓口、相談室等を配置する。	・総合案内 ・窓口 ・相談室 ほか
議会機能	(1) バリアフリーに配慮した傍聴スペースを設ける。 (2) 情報提供機能、議会閉会時に多目的に利用できるスペースとする。	・本会議場 ・委員会室 ・正副議長室 ・議員控室 ほか
防災機能	(1) 防災拠点として必要な建物・設備性能を備える。 (2) 災害対策本部として非常時の指揮系統の中枢を担うスペースを設ける。 (3) 浸水等を考慮し、最低 72 時間対応可能な非常用発電設備を高層階に設置する。	・災害対策本部室 ・防災会議室 ・備蓄庫 ほか
情報セキュリティ機能	(1) 情報保護の観点から、セキュリティに配慮した動線、設備とする。 (2) コンピュータサーバ等の情報関連設備の拡充等に対応できるスペース、設備環境とする。 (3) 浸水等を考慮し非常用発電設備と同様にコンピュータサーバ等を設置するスペースは高層階に確保する。	・全体計画 ・サーバ室 ・機械室
市民向け機能	(1) 市民の交流、憩いの場としての機能を設ける。 (2) 多目的利用スペース、情報公開コーナー、市民活動サポート機能を整備する。 (3) 低層階にキッズコーナーを設ける。	・多目的スペース ・情報公開コーナー ・キッズコーナー
倉庫、文書庫機能	(1) 物品、資機材等の保管庫としての機能を整備する。 (2) 保存文書等の保管庫としての機能を整備する。	・書庫、倉庫 ・資料室 ほか
環境対応機能	(1) 省資源、省エネルギー、地球温暖化対策など、環境に配慮した設備・機器、システムの導入に努める。 (2) 自然光、自然換気を取り入れ、緑化に配慮するなど環境対応に努める。	・全体計画 ・設備、機器の選定
職員支援機能	(1) 労働安全性の確保及び生産性の向上を目指し、働きやすい環境を整備する。 (2) 休憩室、更衣室等の福利厚生施設を整備する。	・休憩室 ・更衣室

※島田市役所周辺整備基本構想検討委員会からの意見書に示された「まちににぎわいをもたらす機能」のあり方については、今後予定している新庁舎整備基本計画策定段階で検討することとします。

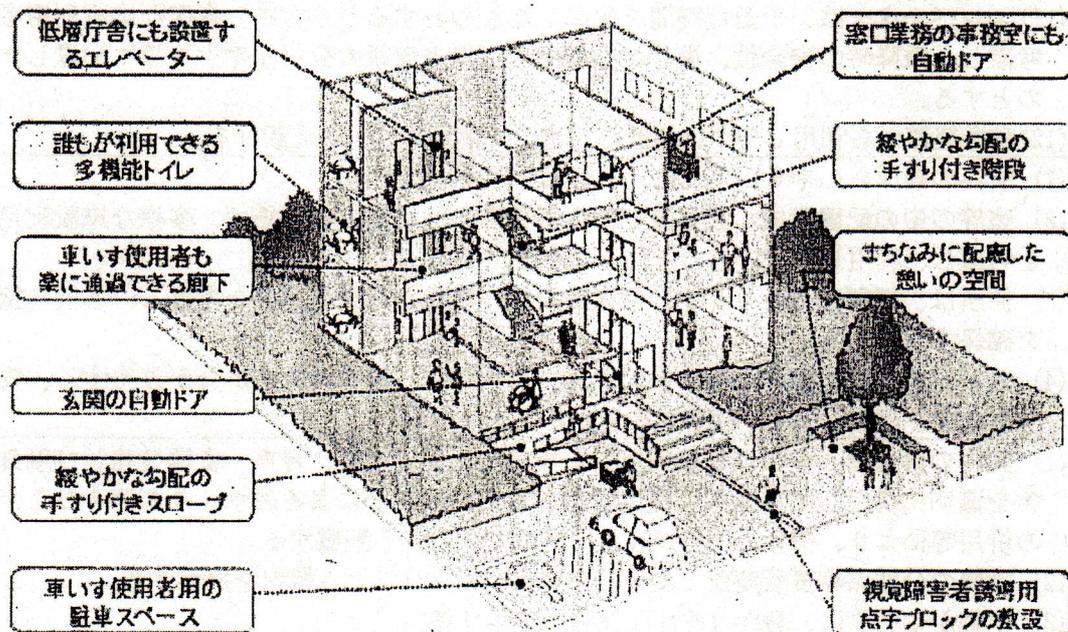
■環境にやさしいメニュー

- ・蓄電池機能を備えた太陽光発電
- ・自然採光、自然通風、庇・ルーバー等を取り入れた建物構造
- ・トイレ洗浄、植栽散水などの雨水利用システム
- ・断熱性、気密性の高い空調効率のよい建物構造
- ・LED、昼光センサー照明や節水型機器などの高効率設備機器や省エネ機器
- ・屋外緑化、透水性舗装等の外部環境への配慮
- ・リサイクルが容易な材料、環境負荷の少ない材料などエコマテリアルの採用

(3) ひとにやさしい性能

本格的な少子・高齢社会の到来を背景とし、国土交通省では、すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できる官庁施設の整備を推進するため、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」を制定しました。

新庁舎の整備においては、この基準に適合する設備の導入等を検討します。



高度なバリアフリー化のイメージ (国土交通省HP)

■ユニバーサルデザインに関する性能の水準及び技術的事項（抜粋）

項目	技術的事項
移動空間	<p>(1) すべての施設利用者が、できる限り同じ経路で移動できるものとする。</p> <p>(2) 移動経路は、連続性及び見通しの確保、適確な案内の情報の提供等により、分かりやすいものとする。</p> <p>(3) 同一階においては段差を設けず、滑りにくく平坦な床仕上げとするほか、必要に応じて手すりを設置する等により、すべての施設利用者が円滑に水平移動できるものとする。なお、やむを得ず段差が生じる場合は、傾斜路を設置する。</p> <p>(4) 移動しやすいように、十分な空間を確保する。</p> <p>(5) 地域との連携を考慮しつつ、敷地の内外を通じた移動経路の連続性を確保する。</p> <p>(6) 建築物の外部及び屋内駐車場においては、自動車に対して、歩行者等の安全性及び利便性を優先する。</p> <p>(7) 建築物の外部においては、天候により移動に支障が生じたり、安全性が損なわれないよう配慮する。</p> <p>(8) 扉は、容易に開閉できて通過できるものとする。</p> <p>(9) エレベーター及び主要な階段は、自由に選択できるよう、便利で、分かりやすい位置に配置する。</p> <p>(10) 階段及び傾斜路は、安全性及び上り下りのしやすさを考慮したものとする。</p> <p>(11) エレベーターは、十分な空間を確保したものとするとともに、多様な施設利用者を考慮し、乗降時の安全性、操作のしやすさ、案内情報の分かりやすさ等に配慮したものとする。</p> <p>(12) 移動経路から利用しやすい位置に、適切に休憩スペースを設ける。</p>
行為空間	<p>(1) 所要の動作をしやすいように、十分な空間を確保する。</p> <p>(2) 室等の中の配置構成、家具及び衛生器具等の寸法及び形状等は、多様な施設利用者を考慮し、利用しやすいものとなるよう設定する。</p> <p>(3) 便所は、便利で分かりやすい位置に設け、多様な施設利用者を考慮し、必要な機能を確保する。</p> <p>(4) スイッチ等は、操作しやすい大きさ、形状等で、操作の方法が分かりやすく、安全なものを、操作しやすい位置に設置する。</p>
情報	<p>(1) 案内の情報は、多様な施設利用者を考慮し、視覚情報、音声・音響情報及び触知情報を適切に併用して多角的に提供する。また、図記号による表示、外国語やひらがなの併用等により、情報の内容が容易に理解できるよう配慮する。</p> <p>(2) 動線の分岐点等所要所で、必要な情報が得られるよう情報を提供する。</p> <p>(3) 単純かつ明快に、分かりやすく情報を提供する。</p> <p>(4) 図記号等については標準的なものを使用するほか、施設内又は地域内における統一性を考慮したものとする。</p>
環境	<p>光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色彩環境、触感等について、身体感覚に加え、心理的影響を考慮した快適性に配慮したものとする。</p>
安全	<p>(1) 適切な防災計画及び避難計画に加え、非常時の確実な情報伝達のための多角的な情報伝達手段の確保により、すべての施設利用者が安全に避難できるよう配慮したものとする。</p> <p>(2) 施設利用者の自由な移動と必要な防犯性の確保との両立に配慮する。</p>

■人にやさしいメニュー

- ・安全でゆとりある、歩きやすい通路
- ・見やすく、わかりやすい案内サインの設置
- ・窓口用ローカウンターを設置
- ・わかりやすい位置へのエレベーターの設置
- ・庁舎玄関、窓口業務室出入口の感知式自動ドアの設置
- ・多機能トイレ、授乳室、おむつ替えスペース、キッズスペースの設置
- ・歩行者と車両の動線が分離された駐車場、勾配のゆるいスロープの設置
- ・車いす駐車場から庁舎出入口までの屋根の設置

4. 新庁舎の規模

(1) 庁舎規模設定の前提条件

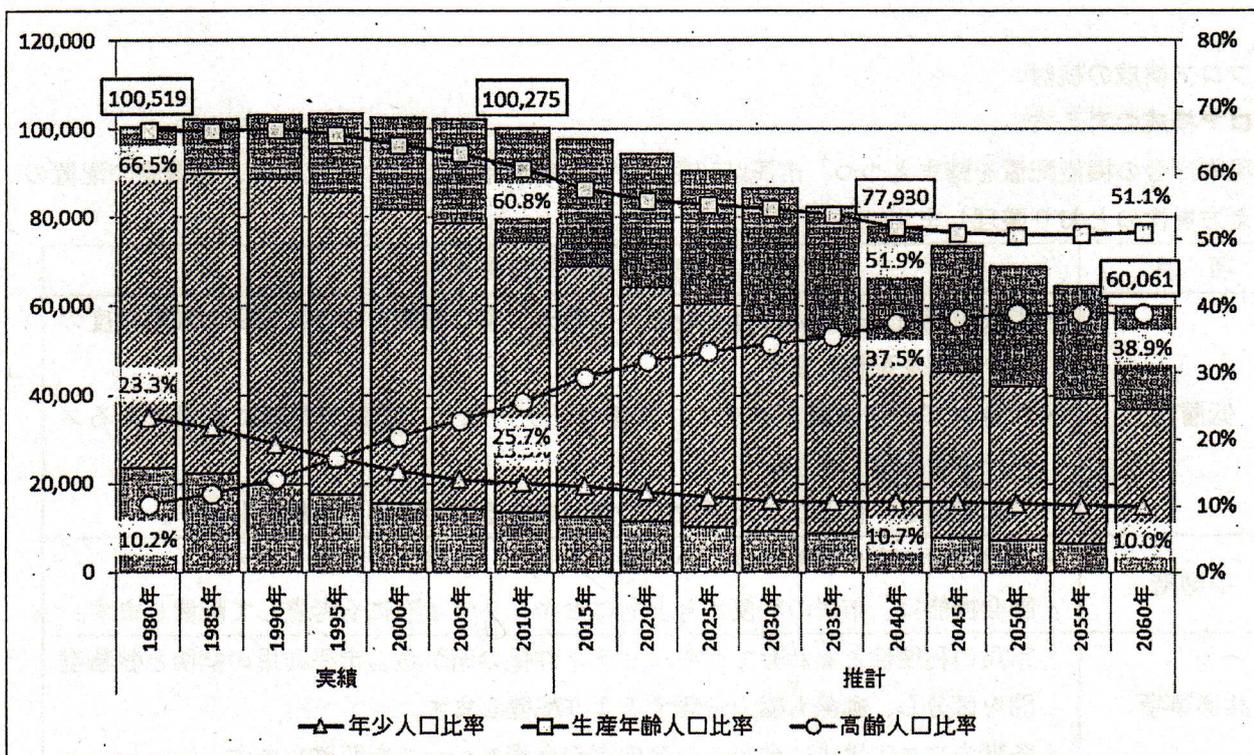
新庁舎の規模を設定するための基本的な条件を整理します。

① 将来人口

少子高齢化の進展によるニーズの変化を踏まえ、整備する施設機能の規模を想定する必要があります。本市の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所が公表している本市の2060年までの人口推計は次のとおりとなります。

将来人口が減少することで、相関的に市民の行政ニーズと税収の双方が一定程度減少していくものと考えられることから、施設が過大な整備とならないように留意することが必要です。

【本市の将来人口推計】



第8章 事業計画の検討

1. 対象敷地の条件整理

(1) 対象敷地の概況

現市役所本庁舎敷地の概況は次のとおりです。

所在地（地番）	島田市中央町1番の1
敷地面積	13,112.40 m ²
地目	宅地
法規制状況	第二種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%

(2) 敷地条件等の整理

新庁舎整備にあたっての敷地条件等を次のとおり整理します。

- ・新庁舎の整備は旧市民会館跡地を有力な候補地とし、敷地北側の民地等への拡大は行いません。
- ・新庁舎へのアクセスは、現行と同様に敷地南側の市道扇町祇園線をメインアクセスとします。
- ・敷地西側の島田停車場線を挟んだプラザおおりりと駐車場を共有し、プラザおおりりは当分の間必要な改修を加えながら本市の文化振興に係る機能を維持し、集会機能等の多様な機能を持つことから、関係性に十分配慮することとします。
- ・建物の高さは現本庁舎を大きく上回らないこととし、近隣への圧迫感や住環境の悪化を生じることのないよう配慮します。

2. フロア構成の検討

フロア構成の考え方

現本庁舎の機能配置を踏まえつつ、市民が利用しやすい新庁舎としていくために、各機能の配置の考え方を次のとおり整理します。

項目	配置の基本的な考え方
低層階	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が利用しやすい庁舎を最優先に考え、窓口機能を中心に市民の利用頻度の高い部署を配置します。 ・待合ロビーや休憩スペース、情報コーナーなど、市民が気軽に利用できるスペースを配置します。 ・外部空間と一体となった開放的で潤いのある空間の創出を検討します。
中層階	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの窓口業務が少ない部署を中心に、執務室を配置します。 ・議会機能は、市民の利便性とともセキュリティ面にも考慮して配置します。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利便性とあわせてセキュリティ確保の面から、市民利用の空間と執務空間を区分し、動線も極力分離するよう配置します。 ・各階のフロア構成に合わせた会議室や倉庫スペースを配置します。